**石　巻　市**

**自発的活動支援事業補助金交付事業**

障害をお持ちの方が、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、自発的活動支援を行う団体等に補助金を交付しています。

本事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく地域生活支援事業として実施するものです。

**１　補助対象団体**

自発的活動支援を行う市内の団体またはグループ（以下「団体等」という。）。

ただし、障害者総合支援法または介護保険法（平成９年法律第１２３号）に基づくサービスを提供している法人を除きます。

＊団体等の本部、支部等を区別することなく、１つの団体等としてとらえます。

**２　補助対象事業と補助金額**

補助金の交付対象となる事業は、以下のとおりです。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 対象事業 | 事業の参加人数 | 補助対象経費 | 補助上限額 | 備考 |
| 地域における障害者等の災害対策活動や見守り活動 | ６人以上（障害者または障害児、家族、地域住民、支援者等） | 事業の実施に必要な以下の経費(1)講師報償金(2)講師旅費(3)消耗品費(4)印刷製本費(5)通信運搬費(6)保険料(7)使用料及び賃借料 | １回につき30,000円まで | 人件費、遊戯費は対象外。各種講座または教室等にあたっては、講師による講話または指導を伴うものが対象。 |
| ボランティア養成等の活動 |
| 障害者やその家族が、悩みの共有や情報交換ができる交流活動 | ６人以上（障害者または障害児が３人以上、家族、地域住民、支援者等） |
| 権利や自立のための、社会に働きかける活動や社会復帰活動 |
| その他、障害者または障害児や地域住民が自発的に行う活動 |

＊１つの団体等に対する年度内の補助金額は、３万円が限度。

**３　補助金の交付申請**

事業開始前に、以下の交付申請書類を担当課（障害福祉課）に提出してください。

**【交付申請書類】**

1. 石巻市自発的活動支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
2. 当該年度の事業計画書
3. 収支予算書
4. 参加者名簿または内訳書
5. 前年度の実績記録、記録写真等（前年度に事業を実施している場合等）
6. 規約または会則（団体等の名称、代表者名、所在地、目的等が記載されたもの）
7. その他、補助金交付の可否や補助金額の算出等に必要な書類

**４　申請期限**

原則、事業実施年度の５月末日までに申請してください。

なお、年度内は随時受け付けますが、予算の上限額に達した場合は交付できないことがあります。

**５　申請後の流れ**

1. 申請後、内容審査の上、補助金交付決定（却下決定）通知書を送付します。
2. 交付が決定した場合、補助金の振込先口座を登録するための書類を送付しますので、提出してください。【新規団体または振込先変更を希望する団体】
3. 事業実施後、補助金額が確定した後、登録された口座に補助金を振り込みます。

**６　実績報告**

事業実施後３０日以内（年度末の場合は３月末日まで）に、以下の実績報告書類を担当課（障害福祉課）に提出してください。

**【実績報告書類】**

1. 石巻市自発活動支援事業実績報告書（様式第３号）
2. 収支決算書
3. 参加者名簿（様式第４号）
4. 活動記録写真
5. その他、必要な書類（領収書については、事業のための経費であることが確認できるもの）

**担当：石巻市保健福祉部障害福祉課**

住所：〒986-8501　石巻市穀町１４番１号

TEL：0225－95－1111　FAX：0225－22－6610